

鈴鹿市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月13日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：庄野42号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
弓削町字中川原1048番3地先から	旧	285.0	5.9～11.8
弓削町字中川原1100番地先まで	旧新	326.1	5.9～39.0

路線名：弓削3号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
弓削町字中川原1047番3地先から	旧	53.0	3.6～4.2
弓削町字中川原1080番地先まで	旧新	57.0	4.0～12.4